



上光証券からの お知らせ



はじめてのNISA 知っておきたい8のポイント！

ポイント①

配当金や売買益等が非課税！少額からスタート！
非課税期間は5年間！

ポイント②

日本国内にお住まいで20歳以上ならどなたでも
口座開設できます。

ポイント③

証券会社に口座（特定口座・一般口座）をお持ちでも
NISA口座を開設できます。

ポイント④

NISA口座は1人1口座しか開設できませんが
平成27年1月以降は変更手続きにより別の金融機関
で開設することができます。

ポイント⑤

非課税枠（年間買付120万円）の未使用分を翌年へ
繰り越すことができません。

ポイント⑥

NISA口座で購入された株式・投資信託等はいつでも
売却できます。

ポイント⑦

非課税枠の再利用はできません。
損益通算はできません。
また損失の繰越控除もできません。

ポイント⑧

配当金の取扱は「証券会社で受取る方式
（株式数比例配分方式）」を選択していただきます。

他の金融機関にNISA口座をお持ちのお客様

NISA口座開設金融機関の変更が可能になります

これまで、同一勘定設定期間内（最長4年間）におけるNISA口座開設金融機関の変更や一度開設したNISA口座を
廃止した場合における同一勘定設定期間内の再開設ができませんでしたが、平成27年1月1日より一定の条件の下で
可能になります。

これにより他の金融機関でNISA口座を開設したお客さまも、お手続きにより当社にご変更いただくことが可能です。

改正前

改正後

同一の勘定設定期間内における 金融機関の変更	<ul style="list-style-type: none"> ●同一の勘定設定期間内に他の金融機関へ 変更することはできません。 ●NISA口座を開設できるのは、勘定設定期間 ごとにそれぞれ一つの金融機関に限られます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●各年の非課税枠（非課税管理勘定）は、一定の手続きの 下で金融機関の変更が可能になります。 ●ただし、既に非課税枠で購入されている場合、その年 分については金融機関の変更はできません。
同一の勘定設定期間内における 非課税講座廃止後の再開設	<ul style="list-style-type: none"> ●いったんNISA口座を廃止すると、同一の勘定 設定期間内でのNISA口座の再開設はできません。 	<ul style="list-style-type: none"> ●NISA口座廃止後も、同一の勘定設定期間内でのNISA 口座の再開設が一定の手続きの下で可能です。 （ただし、廃止した年分の非課税枠を利用して既に 購入されている場合、その年分の再開設はできません。）



1936年創業 北海道の地場証券会社

商号等：上光証券株式会社 金融商品取引業者 北海道財務局長（金商）第1号 加入協会：日本証券業協会

本店営業部

〒060-0001 札幌市中央区北1条西3丁目3番地
tel.011-231-2827 fax.011-221-4689

帯広支店

〒080-0015 帯広市西5条南13丁目6番地
tel.0155-22-5111 fax.0155-21-7650

新さっぽろ営業所

〒004-0052 札幌市厚別区厚別中央2条5丁目4番18号 太陽生命新札幌ビル5階
tel.011-801-7777 fax.011-801-7788

小樽支店

〒047-0032 小樽市稲穂1丁目4番12号
tel.0134-22-1181 fax.0134-22-1185

苫小牧支店

〒053-0022 苫小牧市表町5丁目4番7号
tel.0144-33-2322 fax.0144-33-3239

室蘭支店

〒050-0074 室蘭市中島町1丁目19番1号
tel.0143-44-1322 fax.0143-44-5229

北見支店

〒090-0023 北見市北3条東1丁目2番地
tel.0157-61-3700 fax.0157-61-9300

上光証券

検索

<http://jyokoshoken.co.jp>